

枚方市国民年金システムの標準化に伴う
標準準拠システム調達等に係る情報提供依頼書
(Request For Information)

令和8年10月

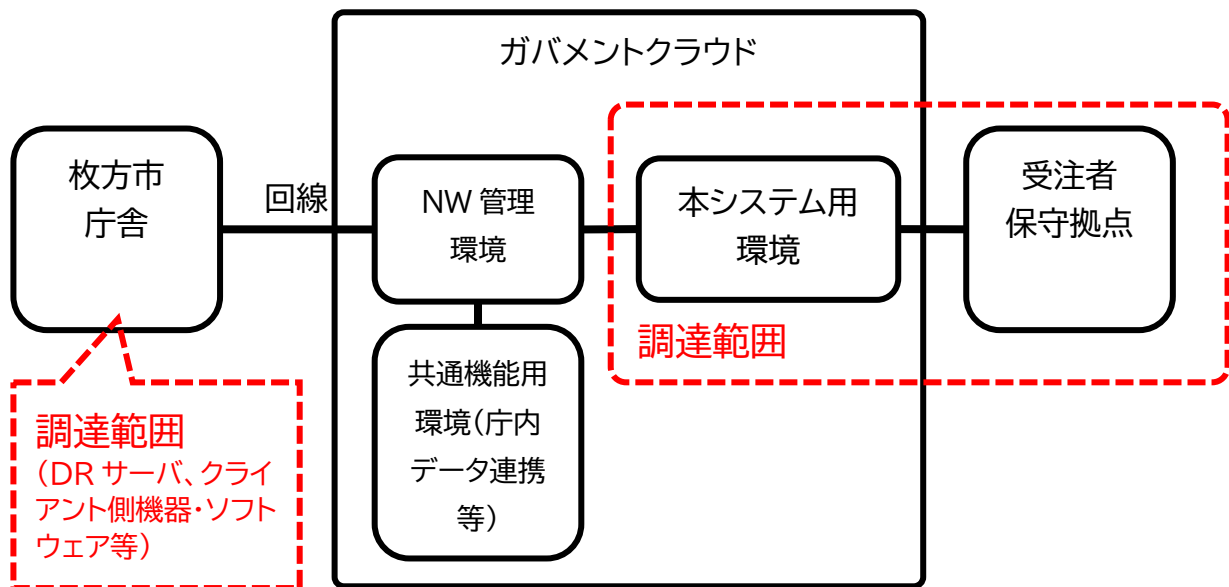
枚方市 市民生活部 保険年金課

1. 目的

令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、地方公共団体は対象の業務システムについて、国の定める標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）を利用することが義務付けられました。

本市においては、現行の国民年金システムについて、提供事業者から標準準拠システムには対応しない旨の回答を得ていることから、新たな事業者による標準準拠システム導入を計画しています。

つきましては、現行システムの標準準拠システムへの移行時期等を把握することを目的とし、情報提供依頼（RFI）を実施するものです。



※ガバメントクラウド以外の場合は、回線・NW管理環境も含む

共通機能については、本市がAWS上に構築したものを利用する。本市で共通機能として整備している機能は以下のとおり

- 庁内データ連携機能
- 申請管理機能
- 団体内統合宛名管理機能

（住登外宛名管理、EUC、統合収納・滞納については、共通機能としては整備していない。必要となる場合は、本提案の中に含めること）

2. 情報提供依頼内容

以下の情報について、情報提供をお願いします。

情報提供依頼内容	国民年金システムに関する貴社の本市への提供可否
内容	・ 提供可否 ・ 提供方式 ・ 提供可能時期

	・ 予算（概算 イニシャル、ランニング含む） ・ 提供システムのパッケージに含まれる機能・帳票一覧とその他追加で実装可能なオプション機能
回答様式	【様式Ⅰ】回答書

3. 本市の概要

人口及び世帯数（令和8年3月31日時点）

人口数	390,076人
世帯数	188,826世帯

4. 提供資料

RFIに関して本市から提供する情報は以下のとおりです。

（1）現行システムについて

現行システムベンダ名	株式会社I・C・S
パッケージ名	国民年金システム

（2）本市国民年金情報（令和8年3月31日時点）

第1号被保険者数（強制）	43,644人
第1号被保険者数（任意）	847人
第3号被保険者数	23,501人

（3）異動状況件数（令和7年度実績）

増	資格取得	17,562人
	転入	2,393人
減	資格喪失	19,117人
	転出	2,374人
令和8年3月31日現在被保険者数		67,992人

（4）使用ハードウェア数（別途調達のため、RFIには含めず）

プリンター（FUJITSU Printer XL-9382） 2台程度

PC（FUJITSU FMVA96009） 15台程度

※クライアントのプリンター、PCは別途庁内全体で共同調達したものを使用。

（5）国民年金事務従事者数（令和8年4月時点）

10名（今後、最大で15名を想定）

5. 情報提供依頼資料

Ⅰ	【様式Ⅰ】回答書
---	----------

2	【様式2】質問書
---	----------

6. スケジュール

項目	期限
情報提供依頼に関する質問書の提出	令和8年11月10日（火）
質問書への回答	令和8年11月20日（金）
情報提供依頼回答書の提出	令和8年12月 9日（水）

7. 情報提供要領

（1）情報提供依頼に関する質問書の提出方法

質問については【様式2】質問書に記入し、令和8年11月10日（火）までに下記の「9. 担当部署」に記載したメールアドレス宛に電子メールにてご提出をお願いいたします。

（2）情報提供依頼回答書の提出方法

①提出様式

回答は、「【様式1】回答書」に記入のうえご提出ください。回答欄では記載できない場合は任意の様式でも結構です。（ファイル形式は、Microsoft社のWord、Excel、PowerPoint形式またはPDF形式とします。）

②提出方法

下記の「9. 担当部署」に示す問い合わせ先に、電子メールで提出をお願いします。
電子メールの添付ファイルの容量が10MBを超える場合は、DVD-Rで提出いただくことも可能とします。DVD-Rで提出する場合は郵送または持参でご提出ください。

③提出期限

令和8年12月 9日（水）

8. 注意事項

- （1）本情報提供依頼は、システム等標準化に係る事業者動向を得ることを目的としており、契約の意図や意味を持ちません。
- （2）ご提供いただいた情報は、本市における国民年金システムの標準化に係る検討にのみ使用することとし、貴社の断りなく他の目的には使用いたしません。
- （3）本情報提供に係る資料の作成、提出等に要する費用は各事業者のご負担でお願いいたします。
- （4）ご提供していただいた情報・資料につきましては、返却いたしません。質問票にていただきました質問については、ご質問いただいた事業者様へ直接回答させていただきます。
- （5）本RFIに伴い、本市が提供する資料及び質問回答の内容は、本RFIに関する作業以外には使用を禁じます。
- （6）ご提供いただいた情報・資料に関して、後日問い合わせ等を行う場合があります。

9. 担当部署

〒573-8666

枚方市大垣内町2-1-20

枚方市 市民生活部 保険年金課 年金係 担当：山出、古澤

TEL：072-841-1407

MAIL：hokennenkin_ne@city.hirakata.osaka.jp